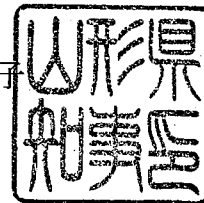


高学文第 798 号  
令和 8 年 2 月 25 日

山形県公文書等管理委員会委員長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



諮 問 書

下記について、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、諮問します。

記

公立大学法人東北公益文科大学の設置に伴い、別紙のとおり、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月県規則第 21 号）第 6 条の改正を行うこと。

## 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

### 1 改正する規則

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）

### 2 改正の動機

公立大学法人東北公益文科大学が設置されることに伴うもの。

### 3 改正の内容

地方独立行政法人の役員や職員が職務上作成・取得し、組織的に使用する資料のうち、当該法人の施設が保有し、所定の方法で特別に管理して一般の利用に供しているものは、一般利用が保証され、条例の目的である説明責務の履行が確保されていることから、条例に基づく公文書管理の対象から除外している。具体的には規則で該当する施設と特別の管理の方法を定めている。

令和8年4月1日設立予定の公立大学法人東北公益文科大学の「図書館」について、規則で定める施設として追加するもの。

※特別の管理の方法については、規則第5条に定めがあるため、改正の必要なし。

### 4 施行日

令和8年4月1日から

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正

現 行	改 正 案
<p>○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則</p> <p>令和2年3月27日山形県規則第21号 (条例第2条第4項第3号の規則で定める施設)</p> <p>第6条 条例第2条第4項第3号の規則で定める施設は、山形県公立大学法人又は公立大学法人山形県立保健医療大学の設置する図書館とする。</p>	<p>○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則</p> <p>令和2年3月27日山形県規則第21号 (条例第2条第4項第3号の規則で定める施設)</p> <p>第6条 条例第2条第4項第3号の規則で定める施設は、山形県公立大学法人、公立大学法人山形県立保健医療大学又は公立大学法人東北公益文科大学の設置する図書館とする。</p> <p>附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>

○山形県公文書等の管理に関する条例

平成31年 3月15日山形県条例第14号

(定義)

第2条 (略)

2～3 (略)

4 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定歴史公文書

(3) 規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前2号に掲げるものを除く。）

5～7 (略)

○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則

令和2年 3月27日山形県規則第21号

(条例第2条第3項第3号及び第4項第3号の一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲)

第5条 条例第2条第3項第3号及び第4項第3号の一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

(1) 当該文書が専用の場所において適切に保存されていること。

(2) 当該文書の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

(3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

イ 当該文書に山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該文書（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

ロ 当該文書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（県及び地方独立行政法人を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該文書の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ハ 当該文書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該文書を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

(4) 当該文書の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

(5) 当該文書に個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(条例第2条第4項第3号の規則で定める施設)

第6条 条例第2条第4項第3号の規則で定める施設は、山形県公立大学法人又は公立大学法人山形県立保健医療大学の設置する図書館とする。